

液化石油ガス中規模供給設備等指導指針

L P ガ ス バ ル ク 供 給 運 用 指 針

埼 玉 県  
平成 1 7 年 3 月

## 目 次

<b>液化石油ガス中規模供給設備等指導指針</b>	<b>1</b>
1 趣旨	1
2 適用範囲	1
3 用語の定義	1
4 供給管及び配管	1
5 貯蔵設備関係	2
6 強制気化装置関係	3
7 安全機器関係	4
8 届出	4
附則	4
様式 1 6 . 1	
液化石油ガス設備工事届書	5
様式 1 6 . 2	
設備工事届書別紙	6

<b>L P ガスバルク供給運用指針</b>	<b>-----9</b>
<b>第 1 章 基本的事項</b>	<b>.....9</b>
1 目的	.....9
2 使用する設備の制限	.....9
<b>第 2 章 L P ガスバルク供給設備及び充てん設備の設置</b>	<b>.....10</b>
1 貯蔵設備の位置	.....10
2 施工基準	.....12
<b>第 3 章 充てん作業等</b>	<b>.....13</b>
1 新型バルクローリの移動	.....13
2 充てん作業	.....14
<b>第 4 章 手続等</b>	<b>.....14</b>
1 許可申請	.....14
2 設備工事届出	.....15
3 道路使用許可申請	.....15
<b>第 5 章 報告</b>	<b>.....15</b>
<b>附則</b>	<b>.....16</b>
<b>様式 2 3. 1</b>	
貯蔵施設等設置許可申請書	.....17
<b>様式 2 3. 3-1 (バルク様式 1)</b>	
貯蔵施設等設置 (バルク貯槽) 許可申請書 (別紙 1)	.....18

様式 2 3. 3-2 (バルク様式 2)	
貯蔵施設等設置 (バルク容器) 許可申請書 (別紙 2)	.....21
様式 2 3. 3-3 (バルク様式 3)	
貯蔵施設等設置 (バルク供給) 許可申請書 (別紙 3)	.....23
様式 1 6. 1	
液化石油ガス設備工事届書	.....24
様式 1 6. 3-1 (バルク様式 4-1)	
設備工事 (バルク貯槽) 届書 (別紙 1)	.....25
様式 1 6. 3-2 (バルク様式 4-2)	
設備工事 (バルク容器) 届書 (別紙 2)	.....27
様式 1 6. 3-3 (バルク様式 4-3)	
設備工事 (バルク供給) 届書 (別紙 3)	.....29
様式 1 6. 3-4 (バルク様式 4-4)	
設備工事 (バルク供給) 届書 (別紙 4)	.....30
液化石油ガス充てん事業者報告書	.....31

参考資料 -----33

LPガスバルク供給設備（1トン未満）の設置概念図	33
液化石油ガス中規模供給設備等指導指針の改正の概要	34
LPガスバルク供給運用指針の改正の概要	35
液化石油ガス中規模供給設備等指導指針の新旧対照	37
LPガスバルク供給運用指針の新旧対照	40

# 液化石油ガス中規模供給設備等指導指針

## 1 趣旨

この指針は、液化石油ガス中規模供給設備の設置又は変更に関し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）及び関係法令を遵守するほか、技術上の基準について必要事項を定め、液化石油ガスによる災害を防止することを目的とする。

## 2 適用範囲

この指針は、埼玉県内における学校、病院、劇場その他多数の者が出入りする施設又は多数の者が居住する建築物（液化石油ガス法第38条の3の経済産業省令で定める施設又は建築物に限る。）に係る液化石油ガスの供給設備の設置又は変更工事であって、貯蔵設備の貯蔵能力が300kg以上3,000kg未満のものについて適用する。  
ただし、バルク供給に係るものは除く。

## 3 用語の定義

この指針において使用する用語は、液化石油ガス法に規定する用語の例による。

## 4 供給管及び配管

供給管及び配管（以下「供給管等」という。）は、原則として露出配管とし、その材料は、使用条件等に照らし合わせて適切なものであること。  
やむをえず埋設管を設置する場合は、プラスチック被覆鋼管、ポリエチレン管又は配管用フレキ管（さや管付き）を使用すること。

### 〔解説〕

供給管等の埋設部については、供給管等の腐食や損傷の発見が困難な場合が多く、事故に結びつく潜在性も高い。これらの弊害を避けるため、供給管等は露出になっていることが望ましい。やむをえず埋設する場合は、プラスチック被覆鋼管、ポリエチレン管又は配管用フレキ管（さや管付き）を使用すること。

【参照】液化石油ガス法施行規則の例示基準（平成14年12月27日平成14・11・26）（以下「例示基準」という。）28

## 5 貯蔵設備関係

- ・ 容器により貯蔵する貯蔵設備を設けること。
- ・ 貯蔵設備には、屋根、囲い等を設けること。

### (1) 屋根

不燃性又は難燃性の材料を利用した軽量なものであること。

### (2) 囲い等

貯蔵能力	300kg 以上 1,000kg 未満	1,000kg 以上 3,000kg 未満
囲い	不燃性又は難燃性等の材料	障壁構造
扉	不燃性又は難燃性等の材料	障壁構造
換気口	床面に接し、床面積 1m <sup>2</sup> につき 300cm <sup>2</sup> 以上で 2 方向以上 ( 1 か所の換気口の面積は、2,400cm <sup>2</sup> 以下)	
火気距離	2.0 m	5.0 m (2.0 m)
	ガス流動防止措置がある場合は迂回水平距離で確保する。	

火気距離は貯蔵設備の所有者又は占有者が上表の距離内の土地をその所有又は占有する敷地内において確保すること。貯蔵能力 1,000kg 以上 3,000kg 未満の場合において公道、河川及び鉄道の線路敷に接しているとき、これらの土地を敷地内に含めて差し支えないが、少なくとも敷地境界までは ( ) の数値を確保すること。

### (3) 床

水平なコンクリート製等で地盤面より高いこと。

## 〔解説〕

直射日光による温度上昇及び雨水等による腐食を防止するため、軽量な屋根を設けること。

いたずらやその他災害を防止するため、囲いを設けること。この場合、近隣の保安物件を保護するため 1,000kg 以上の貯蔵設備については、障壁構造のものとする。

また、貯蔵設備に対して周囲 2m 以内の火気又は引火性若しくは発火性物質に対してこれを遮る措置を講じること。(特に換気口の位置を考慮すること。)

なお、貯蔵能力が 1,000kg 以上 3,000kg 未満のものにあっては、法令の定めにより 5m 以内には、火気を取り扱う施設を設置しないか、又は漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。

ガス流動防止措置とは、貯蔵能力が 1,000kg 未満にあっては例示基準 13 に定める措置(不燃性の隔壁)をいい、1,000kg 以上にあっては例示基準 16 に定める措置(高さ 2m 以上の耐火性の壁類)をいう。

【参照】例示基準 2, 3, 4, 13, 16

貯蔵設備の付近には、消火設備を備えること。

〔解説〕

消火設備は、粉末消火器とする。

可搬性のものであって、能力A-4、B-10以上の能力の粉末消火器又はこれと同等以上の能力を有するものを、貯蔵能力2,000kg未満は1個以上、3,000kg未満は2個以上設けること。

なお、設置した消火器は、維持管理に努めること。

【参照】例示基準5

貯蔵設備には、次に掲げる警戒標を掲げること。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ① LPガス            | ④ 貯蔵設備の管理者の氏名 |
| ② 燃 (赤字文字とする。)    | ⑤ 緊急時の連絡先     |
| ③ 火気厳禁 (赤字文字とする。) | ⑥ 無断立入禁止      |

〔解説〕

警戒標は、消えないように明確に書き、出入口又は外部から見やすいところに掲げること。緊急時の連絡先には、販売所名及び電話番号を入れること。

【参照】例示基準1

## 6 強制気化装置関係

強制気化装置は、高圧ガス保安協会の型式認定品であること。

〔解説〕

型式認定品以外の気化装置は、高圧ガス保安法による高圧ガス製造施設としての基準が適用されるので注意すること。

強制気化装置は、自動車等車輛が接触しない措置を講ずること。

〔解説〕

車輛等が衝突して気化装置本体又は液ライン等を破損するおそれがあるので、衝突から保護する措置を講じること。

貯蔵設備内に強制気化装置を設置する場合、不燃性又は難燃性等の材料で区分して設置すること。ただし、熱源機分離型のものであって熱源機でない部分については、この限りでない。

〔解説〕

熱源機一体型のもの及び熱源機分離型のもの熱源機を貯蔵設備内に設置する場合、安全のため液化石油ガス容器と区分して設置すること。なお、強制気化装置が火気又は火気を取り扱う施設に該当する場合、充てん容器等から火気距離（例示基準のガス流動防止措置による対応を含む。）をとる必要がある。

## 7 安全機器関係

供給管に埋設管を使用する場合は、埋設管からのガス漏れを有効に検知できる部分に次の(1)から(4)に掲げる漏えい検知装置のいずれかを設置すること。

- (1) マイコンS、SB又はこれらのガスメーターの微少漏えい検知警報表示機能と同等の機能を有するガスメーター
- (2) 流量検知式漏えい検知装置
- (3) 圧力検知式漏えい検知装置
- (4) 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置

〔解説〕

埋設管からの漏えいを常時監視する装置として、「例示基準」29に定める性能を有するガス漏えい検知装置を設置するものである。

なお、マイコンS、SB等のガスメーターの場合においてその設置位置の上流側に埋設管があるとき、上流側の微少漏えいを検知するためには圧力式微少漏えい警告機能を有効にしておく必要がある。

【参照】例示基準29

## 8 届出

液化石油ガス法第38条の3の規定に基づく届出は様式16及び指定の書類を添付すること。

### 附則

附則 この指針は平成12年10月5日から施行する。

附則 この指針は平成17年3月31日から施行する。

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス設備工事届書

平成      年      月      日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住            所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工事の内容	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

設備工事届書別紙

1. 貯蔵設備等の構造総括表

貯 蔵 能 力		Kg ( Kg × 本 )	
容 器 収 納 庫 の 構 造	屋 根	①繊維強化セメント板・②薄鉄板・③その他( )	
	扉	材質 ( ) 厚さ ( mm) ①引戸 ・ ②シャッター ・ ③開戸	
	囲 い	①鉄筋コンクリート・②重ブロック・③鋼板製・④その他( )	
	滞留防止措置	①有 ( cm × cm 個 方向) ・ ②無	
	転倒防止措置	①チェーン ・ ②その他	
位 置	火 気 2 m	①適 ・ ②否	敷地境界線までの距離 m
	保安物件までの距離	第1種保安物件 m 第2種保安物件 m	
	火気取り扱い施設との距離 (1トン以上に限る)	①適 (5 m以上) ・ ②否	
供 給 状 況	調 整 器	①自動切替式 (1. 分離型・2. 一体型) ・ ②2段減圧式 (1. 分離型・2. 一体型) ③単段減圧式 能力 kg / h	
	メ ー タ ー	①マイコンⅡ ・ ②S ・ ③SB ・ ④E ⑤EB ・ ⑥その他 ( ), _____ 号	
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無	
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動	
	ガス漏えい検知装置	①有 (1. 流量検知式・2. 圧力検知式・3. 流量検知式圧力監視型) ・ ②無	
	気化装置 (添付書類)	①有 (形式 能力 kg / h) ・ ②無 (認定書の写し)	
警 戒 標	LPガス	枚	火気厳禁 枚
	無断立入禁止	枚	緊急時連絡先 枚
	燃	枚	管理者氏名 枚
消 火 器	能力単位 A - ( )、B - ( ) 本数 ( ) 本		

2. 供給管等

高 圧 部	主な管の材料		
中 ・ 低 圧 部	露出部	主な管の材料	
	埋設部	主な管の材料	深 さ m
	ピット	①有（有の場合は、図面に明記すること。） ・ ②無	

3. その他

設 備 士 名	設備士免状番号	県 No.
設備士再講習受講年月日	年	月 日
ポリエチレン資格者氏名	資格番号	
配管用フレキ管資格者名	資格番号	
施 工 後 の 表 示	①有 ・ ②無	施工完了年月日 年 月 日
工事業者連絡先電話番号		
販売事業者名・電話番号	①有（ ）・②未定	

4. 添付書類（以下の書類を添付すること）

1	現地への案内図（最寄り駅から所在地までが確認できるもの）
2	敷地配置図（敷地内の貯蔵設備の位置と付近の状況を示す図面）
3	保安距離図（貯蔵能力1トン以上の物件に限り必要。貯蔵設備からの保安距離（斜め距離含む）が確認できる図面）
4	容器収納庫の構造図（市販品使用の場合は製造元の仕様書等でも可）
5	供給管の配管図
6	施工設備士の免状の写し（再講習受講記録、ポリエチレン管及びフレキ管資格を含む。）
7	気密試験結果（自記圧力計の記録用紙の写し）*中圧部分がある場合はその結果も必要



# LP ガスバルク供給運用指針

## 第1章 基本的事項

### 1 目的

この指針は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に定める一般消費者等に液化石油ガスを供給するためのバルク貯槽及びバルク容器の設置、充てん作業及び充てん設備の移動に関し、関係法令を遵守するほか技術上の基準について必要な事項を定め、液化石油ガスによる災害を防止することを目的とする。

（解説）

LP ガスバルク供給システムは、消費の形態が工業用の場合は「高圧ガス保安法」、一般消費者等の場合は「液化石油ガス法」の適用を受ける。

この指針は、埼玉県内における一般消費者等におけるバルク供給に伴う災害の発生を未然に防止するため、その運用指針を定めるものである。

### 2 使用する設備の制限

液化石油ガスバルク供給設備は、次に掲げるものであること。

- (1) 貯蔵設備は、液化石油ガス法施行規則第1条第2項第2号に定める「バルク貯槽」又は同第4号に定める「バルク容器」であること。
- (2) 充てん設備は、液化石油ガス法施行規則第64条第1項に定める充てん設備（以下「新型バルクローリ」という。）の技術上の基準に適合するものであること。

（解説）

LP ガスをバルク供給する場合は、貯蔵設備には実証試験により安全性が確認されている液化石油ガス法施行規則第1条第2項第2号に定める「バルク貯槽」又は同第4号に定める「バルク容器」を用い、充てんには同施行規則第64条第1項の「充てん設備」（新型バルクローリ）により行うこととする。バルク貯槽又はバルク容器以外の貯槽及び容器並びに従来型のバルクローリの使用は不可となる。

## 第2章 LPガスバルク供給設備及び充てん設備の設置

### 1 貯蔵設備の位置

- (1) バルク貯槽又はバルク容器の所有者又は占有者は、下表1及び表2の距離内の土地をその所有又は占有する敷地内において確保すること。

表1 (保安距離)

貯蔵能力		工業専用地域 又は工業専用地域的性格を有する地域				その他の地域			
		障壁等なし		障壁等あり		障壁等なし		障壁等あり	
		地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式
1,000 kg未満 注3) 参照	貯槽	1.0m	(1.0m)	0m	0m	1.5m	(1.5m)	0m	0m
	容器	(1.0m)	—	0m	—	(1.5m)	—	0m	—
1,000 kg以上 3,000 kg未満 注4) 参照 注5) 参照	貯槽	7.0m	(1.0m)	0m	0m	7.0m	(1.5m)	0m	0m
	又は 11.31m					又は 16.97m			
3,000 kg以上 注5) 参照	容器	11.31m	—	0m	—	16.97m	—	0m	—
	貯槽	11.31m	9.05m	9.05m	9.05m	16.97m	13.58m	13.58m	13.58m
3,000 kg以上 注5) 参照	容器	11.31m	—	9.05m	—	16.97m	—	13.58m	—

注1) ( )内の数値は充てん口から、その他は、外面からの距離を示す。

注2) 公道、河川及び鉄道の線路敷に接している場合は、これらの土地を所有又は占有する敷地内に含めて差し支えない。

注3) 貯蔵能力1,000kg未満については、この表の「障壁等」は、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件(平成9年3月17日通商産業省告示第127号)(以下「告示」という。)第2条第1項及び第2項に定める「構造壁等」をいう。

注4) 貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満の貯槽については、この表の「障壁等」は、告示第2条第3項に定める「構造壁等」又は液化石油ガス法施行規則の例示基準(平成14年12月27日平成14・11・26原院第6号)(以下「例示基準」という。)2. 障壁1. に定める厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁(以下「鉄筋コンクリート障壁等」という。)をいう。この場合障壁等なしのときは、次のとおりとなる。

(1) 構造壁等及び鉄筋コンクリート障壁等を設けない場合並びに構造壁等(最大2方向まで)を設ける場合で構造壁等を設けない方向(その方向には鉄筋コンクリート障壁等による緩和は認められない。)には、7.0mを確保すること。

(2) 鉄筋コンクリート障壁等を設ける場合で鉄筋コンクリート障壁等を設けない方向(その方向には構造壁等による緩和は認められない。)には、11.31m又は16.97mを確保すること。

注5) 貯蔵能力1,000kg以上の容器及び貯蔵能力3,000kg以上の貯槽については、この表の「障壁等」は、鉄筋コンクリート障壁等をいう。

表 2 (火気距離)

貯蔵能力	ガス流動防止措置なし	ガス流動防止措置あり
1,000kg未満	2.0m	バルク貯槽又はバルク容器の外面と敷地境界との間の迂回水平距離が、左欄の距離以上となるようにガス流動防止措置を設けること。
1,000kg以上3,000kg未満	5.0m (2.0m)	
3,000kg以上	8.0m (2.0m)	

注1) バルク貯槽又はバルク容器の外面からの距離を示す。

注2) この表の距離は、敷地内で確保する。貯蔵能力1,000kg以上の場合において公道、河川及び鉄道の線路敷に接しているとき、これらの土地を敷地内に含めて差し支えないが、少なくとも敷地境界までは( )の数値を確保すること。

注3) ガス流動防止措置とは、貯蔵能力1,000kg未満にあっては例示基準13に定める措置(不燃性の隔壁)をい、1,000kg以上にあっては例示基準16に定める措置(高さ2m以上の耐火性の壁類)をいう。

- (2) バルク貯槽にあっては、周囲の点検作業等に必要なスペースとして概ね50センチメートルの空間を有すること。
- (3) バルク貯槽又はバルク容器は、当該バルク貯槽又はバルク容器に液化石油ガスを充てんするための新型バルクローリの停止位置から充てんホースに沿って30メートル以内に設置すること。
- (4) 新型バルクローリは、原則として道路上に停止しないこと。
- (5) 貯蔵設備の貯蔵能力が300kg以上のバルク貯槽又はバルク容器の周囲の安全な場所に消火設備を備えること。

(解説)

- (1) 隣接地の状況が将来変化しても保安上支障をきたさないよう、バルク貯槽又はバルク容器を設置する場合に設置スペースはもちろんのこと、表1及び表2を満足する距離内の土地もあらかじめバルク貯槽の所有者又は占有者が、所有権又は借地権等により確保しておくものである。

表1に示す距離は、隣接する土地が公道や河川の場合にその土地も敷地内と見なして差し支えない。

表2に示す距離は、火気又は火気取扱い施設に対し確保すべき距離であり、敷地内で確保すること。

なお、貯蔵能力1,000kg以上の場合、隣接する土地が公道や河川の場合その土地も敷地内とみなすことができるが、少なくとも( )内の数値を敷地境界までで確保すること。

- (2) バルク貯槽の点検等のために必要なスペースを確保しておくものである。したがって、障壁等を設置する場合は、バルク貯槽の外面から0.5メートル以上離して設置する必要がある。
- (3) バルク貯槽又はバルク容器は、新型バルクローリの停止位置から充てんホースの標準的な長さである30メートル以内に設置するものである。
- (4) 新型バルクローリによる充てん作業を道路上で実施することによる道路交通に及ぼす影響を防止するものである。ただし、敷地内に停止させることができない理由があり、所轄警察署長の道路使用許可を受けた場合には、道路上において充てん作業を行うことができる。

- (5) 消火設備は粉末消火器とする。

可搬性のものであって、能力A-4、B-10以上の能力の粉末消火器又はこれと同等以上の能力を有するものを設けること。

バルク貯槽にあっては、貯蔵能力1,000 kg未満の場合1個以上、1,000 kg以上2,000 kg以下の場合2個以上、2,000 kgを超える場合3個以上設けること。

バルク容器にあっては、貯蔵能力2,000 kg未満は1個以上、3,000 kg未満は2個以上設けること。

なお、設置した消火器は維持管理に努めること。

## 2 施工基準

- (1) バルク貯槽又はバルク容器を同一の敷地内に複数設置する場合は、30メートル以内に4基以上設置しないこと。

ただし、同一敷地内に存する供給設備の貯蔵能力の合計量が1,000キログラム未満の場合は、この限りでない。

- (2) 液移動により過充てん状態になること等を防止するため、原則として複数のバルク貯槽を接続して設置しないこと。やむを得ず複数のバルク貯槽を接続して設置する場合には、LPガス設備設置基準及び取扱要領（S0738）（高圧ガス保安協会平成16年7月民生用バルク供給編第1章第7節5の規定によるものとする。）

- (3) 液化石油ガス法施行規則第19条第3号ホ（3）で定める地下水による浮き上がり防止する措置として告示で定めるコンクリートの密度は、鉄筋コンクリートの場合は、2.5（kg/リットル）、無筋コンクリートの場合は、2.3（kg/リットル）を標準とする。

- (4) 供給管に埋設管を使用する場合は、埋設管からのガス漏れを有効に検知できる部分に、次のアからエに掲げる漏えい検知装置を設置すること。

ア マイコンS、SB又はこれらのガスメーターの微小漏えい検知警報表示機能と同等の機能を有するガスメーター

イ 流量検知式漏えい検知装置

ウ 圧力検知式漏えい検知装置

エ 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置

### （解説）

- (1) 同一敷地内に設置するバルク貯槽又はバルク容器の基数を制限するものである。ただし、同一敷地内の貯蔵能力（容器等の貯蔵も含む。）の合計量が1,000キログラム未満の場合、又はバルク貯槽3基以内を一のグループとし、グループ間を30メートル以上離隔する場合は除かれる。

- (2) 2基のバルク貯槽が液相ラインで接続されている場合、液移動により過充てん状態になるおそれがある。また、気相ラインのみで接続されている場合、片減りが生じるおそれがある。したがって、原則として2基以上のバルク貯槽を接続することは認めない。やむを得ず2基以上のバルク貯槽を接続して設置する場合には、LPガス設備設置基準及び取扱要領（S0738）（高圧ガス保安協会）の規定により、措置を講じて適切に維持管理する必要がある。
- (3) 地下水による浮き上がりを防止する措置に用いるコンクリート板の質量は、次式により、バルク貯槽及びコンクリート板の質量の合計値がその浮力の合計値以上となるような質量とする。

$$W_1 + V_2 \times \rho_2 = W_1 + W_2 \geq (V_1 + V_2) \times \rho_1$$

$$W_2 = V_2 \times \rho_2$$

$W_1$  : バルク貯槽の空体総質量 (kg)

$W_2$  : コンクリート板の質量 (kg)

$V_1$  : バルク貯槽の全容積 (リットル)

$V_2$  : コンクリートの板の容積 (リットル)

$\rho_1$  : 水の密度 (kg/リットル)

$\rho_2$  : コンクリートの密度 (kg/リットル)

$\rho_2$ は、鉄筋コンクリートの場合は、2.5 (kg/リットル)、無筋コンクリートの場合は、2.3 (kg/リットル)を標準とする。

- (4) 埋設管からの漏えいを常時監視する装置として「例示基準」29に定める性能を有するガス漏えい検知装置を設置するものである。

なお、マイコンS、SB等のガスメーターの場合においてその設置位置の上流側に埋設管があるとき、上流側の微小漏えいを検知するためには圧力式微小漏えい警告機能を有効にしておく必要がある。

### 第3章 充てん作業等

#### 1 新型バルクローリの移動

- (1) 液化石油ガスを充てんした新型バルクローリを運搬する際に携行する「注意事項を記載した書面」（高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第48条第18号）は、（社）日本化学工業協会が推進している物流安全管理指針に係る緊急連絡カード（イエローカード）の様式によるものとする。
- (2) 新型バルクローリ運送事業者は、事故等が発生した際に共同して対応するための組織である「埼玉県高圧ガス地域防災協議会」に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行う等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けることとし、移動するときは当該会員証又は申し合わせ書等の写しを携行すること。

(解説)

- (1) 「注意事項を記載した書面」は、通称「イエローカード」の様式によるものとし、特記事項の欄には、温度と圧力の関係、比重、色、におい等を記載し、別添として応援を受ける可能性のある高圧ガス防災事業所等の連絡責任者の職名、電話番号及び所在地の一覧表を添付すること。
- (2) この項は、質量が 3,000kg 以上の液化石油ガスを移動するときに義務付けられているもの（高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 48 条第 16 号）をそれ以外の新型バルクローリによる移動についても適用するものである。

## 2 充てん作業

- (1) 充てんホースは、その中間に液化石油ガス法施行規則第 64 条第 1 項第 8 号に定める安全継手以外の継手を設けない構造とし、原則として長さ 30メートル以下とすること。
- (2) 道路上に新型バルクローリを停止させて充てん作業を行う場合は所轄警察署長の道路使用許可を受けること。

(解説)

- (1) 充てんホースは、継手により延長等を禁止するものである。
- (2) 道路上に新型バルクローリを停止させて充てん作業を行う行為は、道路交通法第 77 条に規定する「道路における作業」にあたり、所轄警察署長の許可が必要である。

## 第 4 章 手続等

### 1 許可申請

液化石油ガス法第 36 条第 1 項の規定に基づく特定供給設備（貯蔵設備がバルク貯槽又はバルク容器に限る。）の設置の許可申請は、次により行うこと。

- (1) 液化石油ガス法施行規則第 51 条第 1 項に定める様式第 28 に添付する同条第 2 項の書類は、貯蔵設備がバルク貯槽の場合バルク様式 1 及び 3、貯蔵設備がバルク容器の場合バルク様式 2 及び 3 によるものとする。
- (2) (1) の許可申請にあたり添付する消防長又は消防署長への意見書の交付申請書には、(1) のバルク様式を添付するものとする。

(解説)

- (1) 液化石油ガス法施行規則第 51 条第 2 項に定める添付書類を具体的かつ定型化することにより、審査の正確かつ迅速化を図るとともに、申請者の書類作成の負担を軽減するものである。
- (2) 埼玉県の液化石油ガス担当課に提出する書類と同様の書類をあらかじめ所管の消防長又は消防署長に提出し、意見書の交付を受けるものである。

## 2 設備工事届出

液化石油ガス法第38条の3の規定に基づく液化石油ガス設備工事届出は、同法施行規則第88条に定める様式第48にバルク様式4に定める書類を添付すること。

(解説)

液化石油ガス法施行規則第88条に定める届出書の「工事の内容」に係る記載事項を具体的に示すことにより、正確な設備工事の内容を把握するものである。

## 3 道路使用許可申請

道路交通法第78条第1項の規定に基づき、道路使用許可申請は、次により行うこと。

- (1) 申請先は、作業を行おうとする場所を管轄する警察署長とする。ただし、同一の市で2警察署の管轄にわたる場合は、いずれかの警察署長とする。
- (2) 申請書の様式等は、道路交通法施行規則の規定によるものとする。

(解説)

- (1) 申請先  
所轄警察署長とする。ただし、同一の市で2警察署の管轄にわたる場合は、いずれかの警察署長とする。
- (2) 道路使用許可申請書の様式（別記様式第六（第十条関係））  
道路交通法施行規則第10条の規定に基づき、申請書は2通提出する。
- (3) 道路使用許可申請書への添付書類  
ア 充てん場所一覧表  
イ バルクローリ車の車検証の写し  
ウ その他必要な図面等
- (4) 許可の有効期限  
6ヶ月間
- (5) 許可期間内における追認  
許可期間内に、新たな充てん場所が増えた場合は、充てん場所一覧表に追加補正し、道路使用許可証記載事項変更届（別記様式第七（第十一条関係））により、所轄警察署長に届け出ること。

## 第5章 報告

液化石油ガス法施行規則第132条第3項に基づく充てん事業者の報告は、充てん事業報告様式により行うこと。

(解説)

液化石油ガス法施行規則第132条第3項では、充てん事業者は、毎事業年度経過後3か月以内にその事業年度における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数を充てん設備を許可した都道府県知事に報告しなければならない。

## 附則

### 附則

- 1 この指針は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現に液化石油ガス法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク貯槽、設置の工事に着手しているバルク貯槽（貯蔵能力1,000kg未満に限る。）及び同法第37条の4第1項の規定による充てん設備の許可の申請をしている充てん設備については、この指針にかかわらず、なお、従前の例による。

### 附則

- 1 この指針は、平成12年10月5日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現に液化石油ガス法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク容器及び設置の工事に着手しているバルク容器（貯蔵能力3,000kg未満に限る。）並びに同法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク貯槽（貯蔵能力3,000kg未満であって、埋設式のものに限る。）及び設置の工事に着手しているバルク貯槽（貯蔵能力1,000kg未満であって、埋設式のものに限る。）については、この指針にかかわらず、なお、従前の例による。

### 附則

- 1 この指針は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現に液化石油ガス法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク貯槽及び設置の工事に着手しているバルク貯槽（貯蔵能力1,000kg未満に限る。）については、この指針にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽に係る第2章表1（保安距離）の改正についてはこの限りではない。



貯蔵施設等設置 (バルク貯槽) 許可申請書 (別紙 1 - 1)

1. バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項

《 》は、完成検査時提出書類等

貯 蔵 能 力		Kg ( Kg × 基)	
規則 54条	項 目	対 応 事 項	添付書類
2号イ 19-3イ	バルク貯槽の規格	地上式・地下埋設式 容積 _____ m <sup>3</sup> 材質 _____	製品仕様書及び明細図 《特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証》
2号ロ	保 安 距 離	用途地域等 ①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 保安距離確保の代替措置 _____	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (障壁の斜角距離含む。) 障壁又は構造壁等の 構造図《施工時写真》
2号ハ	火気を取り扱う施設の 距離及び液化石油ガスの 流動を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の構造図 及び配置図
2号ニ	消火設備 (又は防消火 設備) の設置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力 A- ( ) B- ( ) 防火設備の種類 ① 散水設備 ② 消火栓	設置場所の位置図 (防火設備にあつては、 貯槽の外面からの距離を 示し、仕様書等を添付 《施工時写真》)
2号ホ 19-3ハ		元弁をみだりに操作できない措置 _____	
(1)	安 全 弁 及 び 安 全 弁 元 弁	所要吹出し量 $W_1 =$ _____ kg/h 規定吹出し量 $W_2 =$ _____ kg/h	吹出し量計算書 《試験合格書又は認定書》
(2)	液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式:	《試験合格書又は認定書》
(3)	過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	《試験合格書又は認定書》
(4)	カップリング用液流出防止 装置付き液取弁	①試験合格品 ・ ②大臣認定品	《試験合格書又は認定書》
(5)	ガ ス 取 出 弁 及 び ガ ス 放 出 防 止 器 等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書》
(6)	液 取 出 弁 及 び ガ ス 放 出 防 止 器 等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書》
(7)	カップリング付き均圧弁	有(カップリング ①試験合格品・②大臣認定品) ・ 無	《試験合格書又は認定書》
(8)	付属機器(1)～(7)の 保護	プロテクター厚さ _____ mm	明細図、材質、地上貯槽 にあつては開口部の図面

貯蔵施設等設置 (バルク貯槽) 許可申請書 (別紙 1-2)

2号ホ 19-3ハ	(9)	警 戒 標	表示内容： 液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	表示位置図
	(10)	緊急連絡先の表示	表示内容：	表示位置図
	(11)	腐食防止措置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu\text{m}$ 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu\text{m}$ 3. 電気防しょく措置 (地下貯槽) ①有 (マグネシウム _____ $\text{kg} \times$ 本)・②無 防しょく電位測定端子・プロテクターとの 電氣的絶縁・配管との絶縁継手等	下地処理、塗装の仕様 《塗装記録》  電気防しょく措置仕様、 取付位置図 《施工時写真》
	(12)	支柱又はサドル等の設置	①支柱 ・ ②サドル ・ ③その他	貯槽明細図
2号ホ 19-4		貯槽は漏洩がないこと		《漏えい試験結果》
2号ホ 19-5		ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	監視システム概要書(無 の場合は要件に適合する資料) 《ガス漏れ検知器作動、 監視試験結果》
2号ホ 19-6		貯槽と調整器間の液状 液化石油ガスの滞留防止	措置方法：①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧式一体 型を貯槽の直近・③二段減圧式分離型の一次側をプロテクター内・④その他	図面
2号 ホへ (地 上 貯 槽)	19-3ニ (1)	基 礎 (貯蔵能力3千キログラム未満)	地盤面からの高さ _____ $\text{cm}$	基礎図面《施工時写真》
	19-3ニ (2)	車輛が接触しない措置	措置方法：	図面
	19-3ニ (3)	支柱又はサドル等の固定 (貯蔵能力3千キログラム未満)		基礎図面
	19-3ニ (4)	接 地 (貯蔵能力3千キログラム未満)	接続線の断面積 _____ $\text{mm}^2$ 接続方法： 接地棒の直径 _____ $\text{mm}$ 長さ _____ $\text{mm}$	位置図
	19-3ニ (5)	安全弁放出管の設置	頂部からの高さ _____ $\text{cm}$	図面
2号ト 19-3ホ (1)		頂部は地盤面下 30cm 以上 (貯蔵能力3千キログラム未満)	頂部埋設深さ _____ $\text{cm}$	施工図面 《施工時写真》

貯蔵施設等設置 (バルク貯槽) 許可申請書 (別紙 1 - 3)

2号ト 19-3-ホ 地下貯槽 (三千キログラム未満)		埋設場所に車輛	措置方法:	施工図面
	(2)	乗入不可の措置		埋設箇所の付近図
	(3)	浮き上がり防止措置	バルク貯槽空体総質量 _____ kg コンクリート板の質量 _____ kg バルク貯槽の全容積 _____ m <sup>3</sup> コンクリート板の容積 _____ m <sup>3</sup>	施工図面 《施工時写真》
	(4)	石塊等のない土砂の使用		《施工時写真》
	(5)	ガス検知用孔あき管設置	設置本数 _____ 本	施工図面《施工時写真》 孔あき管の仕様
	(6)	標識杭の設置		設置位置図《施工時写真》
	(7)	プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて _____ mm	貯槽仕様図面
2号チ (三千キログラム以上バルク貯槽)	(i)	(i) 埋設の方法	①貯槽室 (1.乾燥砂・2.水没・3.強制換気) ②その他	施工図面《施工時写真》 埋設箇所の付近図
	(ii)	(ii) 頂部は地盤面下 30cm 以上	頂部埋設深さ _____ cm	
	(iii)	(iii) 隣接するバルク貯槽 の相互間 1m 以上	相互間距離 _____ m	
	(2)	隣接するバルク貯槽等の 相互間距離	相互間距離 _____ m 水噴霧装置の有・無	配置図
	(3)	基礎・バルク貯槽の支柱		基礎図面《施工時写真》
	(4)	耐熱構造又は冷却装置	耐熱性構造 ・ 冷却装置	仕様、明細図《施工記録》
	(5)	静電気の除去措置	措置方法:	仕様、位置図《施工記録》
(6)	地震の影響に対して安全 な構造		耐震設計の基準に対応する 資料、図面《施工記録》	
3号	規則第 18 条第 4～7号、第 8 号の 2、 第 10 号、第 19～21 号の基準	(別紙 3)	基準に対応する資料 (気化 装置、調整器、バルブ、供 給管等の仕様、図面含む) 《耐圧、気密、調整圧力等 試験成績書》《漏えい試験 報告書》《腐食防止施工写 真》	
4号	供給管の耐圧試験	イ 耐圧試験圧力 (バルク貯槽と調整器の間) _____ MPa ロ 耐圧試験圧力 (調整器 1 次側と 2 次側の間) _____ MPa	《耐圧試験報告書》	

貯蔵施設等設置 (バルク容器) 許可申請書 (別紙 2-1)

1. バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項

《 》は、完成検査時提出書類等

貯蔵能力		Kg ( Kg × 基)	
規則 54条	項 目	対 応 事 項	添付書類
1号 19-2 <sup>イ</sup>	遮 へ い 措 置	軽量な屋根・遮へい版	明細図
1号 19-2 <sup>ニ</sup>	消 火 設 備 の 設 置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力 A - ( ) B - ( )	設置場所の位置図
1号 19-2 <sup>ホ</sup> 19-1	イ カップリング用液流出防止装置付き液取入バルブ	カップリング用液流出防止装置 (①試験合格品・②大臣認定品)	《試験合格書又は認定書等》
	ロ ガス取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書等》
	ハ 液取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書等》
	ニ カップリング付き均圧バルブ	有(カップリング ①試験合格品・②大臣認定品) ・ 無	《試験合格書又は認定書等》
	ホ 液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式: _____	《試験合格書又は認定書等》
	ハ 過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	《試験合格書又は認定書等》
	ト 付 属 機 器 へ の 保 護	プロテクター厚さ _____ mm	明細図
	チ 警 戒 標	表示内容: 液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	表示位置図
	リ 緊 急 連 絡 先 の 表 示	表示内容:	表示位置図
	ヌ 腐 食 防 止 措 置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm	
ル	スカート又はサドル等の設置	①スカート ・ ②サドル ・ ③その他	明細図

貯蔵施設等設置 (バルク容器) 許可申請書 (別紙 2 - 2)

1号 19-2ホ 19-1	キ	基礎	地盤面からの高さ _____ cm	基礎図面
	リ	車両が接触しない措置	措置方法:	図面
	カ	安全弁放出管の設置		図面
1号 19-4		容器は漏洩がないこと		《漏えい試験結果》
1号 19-5		ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	監視システム概要書 (無の場合は要件に適合する資料) 《ガス漏れ検知器 作動、監視試験結果》
1号 19-6		容器と調整器間の液状 液化石油ガスの滞留防止	①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧式 分離型の一次側をプロテクター内・③その他	
1号 53-1イ、ロ		保安距離	用途地域等 (①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 障壁の有無 有 ・ 無	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (斜角距離を含む。) 障壁の構造図 《施工時写真》
1号 53-1ハ		火気を取り扱う施設距離 及び液化石油ガスの流動 を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の 構造図及び配置図
3号		規則第18条第4～7号、第8号の2、 第10号、第19～21号の基準	( 別 紙 3 )	基準に対応する資料 (気化装置、調整器、 バルブ、供給管等の 仕様、図面含む) 《耐圧、気密、調整 圧力等試験成績書》 《漏えい試験報告書》 《腐食防止施工写真》
4号		供給管の耐圧試験	イ 耐圧試験圧力 (バルク容器と調整器の間) _____ MPa ロ 耐圧試験圧力 (調整器1次側と2次側の間) _____ MPa	《耐圧試験報告書》

様式 2 3. 3 - 3 (バルク様式 3)

貯蔵施設等設置 (バルク供給) 許可申請書 (別紙 3)

2. 供給状況等

高圧部	主な管の材料			
中・低圧部	露出部	主な管の材料		
	埋設部	主な管の材料	深さ	m
ピット	①有 (図面に明記すること。) ・ ②無			
供給状況	調整器	①自動切替式 (1. 分離型・2. 一体型) ②二段減圧式 (1. 分離型・2. 一体型) ③単段減圧式	能力	kg / h
	メーター	①マイコンⅡ ・ ②S ・ ③S B ・ ④E ⑤E B ・ ⑥その他 ( ), _____ 号		
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無		
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動		
	ガス漏えい検知装置	①有 (1. 流量検知式・2. 圧力検知式・3. 流量検知式圧力監視型) ・ ②無		
	気化装置 (添付書類)	①有 (形式 _____, 能力 _____ kg / h) ・ ②無 (認定書の写し)		

3. 充てん設備に係る事項

項目	対応事項	添付書類
充てん事業者	名称 _____	《充てん設備の許可証 又は届出受理書》
充てん設備の種類	①規則第64条第1項に基づく設備(新型) ②規則第64条第2項に基づく設備(従来型)	
車輛登録番号	登録番号 _____	
貯蔵設備の記号及び番号	記号 _____ 番号 _____	
許可番号及び許可年月日	許可番号 _____ 許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
車輛停車位置	第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m	停車位置付近の図面

4. その他の添付書類 (以下の書類を添付すること)

1	現地への案内図 (最寄り駅から所在地までが確認できるもの)
2	供給管の配管図

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス設備工事届書

平成      年      月      日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住            所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工事の内容	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

設備工事 (バルク貯槽) 届書 (別紙1-1)

1 バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項

貯 蔵 能 力		Kg ( Kg × 基)		
規則19条	項 目	対 応 事 項	添 付 書 類	
3号イ	バルク貯槽の規格	地上式・地下埋設式 容積 _____ m <sup>3</sup> 材質 _____	製品仕様書及び 明細図	
3号ロ	保 安 距 離	用途地域等 (①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 構造壁等の有無 _____ 有・無	設置場所付近配置図 (保安距離を示す) 構造壁等の配置図、 構造図 施工時写真	
3号ハ		①試験合格品 ・ ②大臣認定品 元弁をみだりに操作できない措置		
	(1)	安 全 弁 及び安全弁元弁	所要吹出し量 $W_1 =$ _____ kg/h 規定吹出し量 $W_2 =$ _____ kg/h	
	(2)	液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式: _____	
	(3)	過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	
	(4)	カップリング用液流出 防止装置付き液取弁	①試験合格品 ・ ②大臣認定品	
	(5)	ガ ス 取 出 弁 及びガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
	(6)	液 取 出 弁 及びガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
	(7)	カップリング付き均圧弁	有 (①試験合格品・②大臣認定品)・無	
	(8)	付属機器(1)~(7)の保護	プロテクター厚さ _____ mm	
	(9)	警 戒 標	表示内容: 液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	施工後写真
	(10)	緊急連絡先の表示	表示内容:	施工後写真
	(11)	腐 食 防 止 措 置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu m$ 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu m$ 3. 電気防しょく措置 (地下貯槽) ①有 (マグネシウム _____ kg× 本)・②無 防しょく電位測定端子・プロテクターとの 電氣的絶縁・配管との絶縁継手等	施工時写真
(12)	支柱又はサドル等	①支柱 ・ ②サドル ・ ③その他	施工後写真	

設備工事 (バルク貯槽) 届書 (別紙1-2)

3号ニ (地上貯槽)	(1)	基礎	地盤面からの高さ _____ cm	施工時写真
	(2)	車輛が接触しない措置	措置方法:	施工時写真
	(3)	支柱又はサドル等の固定		施工後写真
	(4)	接地	接続線の断面積 _____ mm <sup>2</sup> 接続方法: 接地棒の直径 _____ mm 長さ _____ mm	施工後写真
	(5)	安全弁放出管の設置	頂部からの高さ _____ cm	施工後写真
3号ホ (地下貯槽)	(1)	頂部は地盤面下30cm以上	頂部埋設深さ _____ cm	施工図面・施工時写真
	(2)	埋設場所に車輛乗入不可の措置	措置方法:	施工後写真
	(3)	浮き上がり防止措置	バルク貯槽空体総質量 _____ kg コンクリート板の質量 _____ kg バルク貯槽の全容積 _____ m <sup>3</sup> コンクリート板の容積 _____ m <sup>3</sup>	施工図面・施工時写真
	(4)	石塊等のない土砂の使用		施工時写真
	(5)	ガス検知用孔あき管設置	設置本数 _____ 本	位置図・施工時写真
	(6)	標識杭の設置		位置図・施工時写真
	(7)	プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて _____ mm	貯槽仕様図面
3号ハ	2m以内の火気をさえざる措置及び屋外設置	敷地境界線までの距離 _____ m 措置方法:	配置図(火気距離示す) ・構造図・施工後写真	
4号	貯槽は漏洩がないこと	試験圧力 _____ MPa		
5号	ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有・無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	無の場合にあっては、告示に定める要件に適合する資料	
6号	貯槽と調整器間の液状 液化石油ガスの滞留防止	①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧式一体型を貯槽の直近 ・③二段減圧式分離型の一次側をプロテクター内・④その他	施工後写真	
7号	規則第18条第4~7号, 第8号の2~16号, 第18~22号の基準	(別紙3)		
8号	供給管の耐圧試験	耐圧試験圧力 貯槽~調整器 _____ MPa 調整器~メータ _____ MPa 一次調整器~二次調整器 _____ MPa		

設備工事 (バルク容器) 届書 (別紙 2-1)

1 バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項

貯 蔵 能 力		Kg ( Kg × 基)		
規則 19条	項 目	対 応 事 項	添 付 書 類	
1号 (貯蔵能力千キログラム未満)	イ	カップリング用液流出防止装置付き液取入バルブ	カップリング用液流出防止装置 (①試験合格品 ・ ②大臣認定品)	
	ロ	ガス取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
	ハ	液取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
	ニ	カップリング付き均圧バルブ	有(カップリング ①試験合格品・②大臣認定品) ・ 無	
	ホ	液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式: _____	
	ヘ	過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	
	ト	付 属 機 器 イ~ハ の 保 護	プロテクター厚さ _____ mm	
	チ	警 戒 標	表示内容: 液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	施工後写真
	リ	緊 急 連 絡 先 の 表 示	表示内容:	
	ヌ	腐 食 防 止 措 置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu m$ 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu m$	
	ル	スカート又はサドル等	①スカート ・ ②サドル ・ ③その他	施工時写真
	ヲ	基 礎	地盤面からの高さ _____ cm	施工時写真
	ワ	車 輛 が 接 触 し な い 措 置	措置方法:	施工時写真
	カ	安 全 弁 放 出 管 の 設 置		施工後写真
	ヨ	2 m以内の火気をさえぎる措置及び屋外設置	敷地境界線までの距離 _____ m 措置方法:	配置図(火気距離示す) ・構造図・施工後写真
	タ	常に40℃以下に保つ		構造図

設備工事 (バルク容器) 届書 (別紙2-2)

2号 (貯蔵能力三千キログラム以上未満)	イ	保安距離	用途地域等 (①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 障壁の有無 有・無	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (斜角距離を含む。) 貯蔵設備の構造図 (障壁の構造)
	ロ	火気を取り扱う施設距離及び液化石油ガスの流動を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の配置図及び構造図
	ハ	屋根又は遮へい板	材質:	構造図
	ニ	消火設備の設置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力A-( ) B-( )	設置場所の位置図
	ホ	規則19条1号イ~カまでの基準	(別紙2-1)	
4号	容器は漏洩がないこと	試験圧力 _____ MPa		
5号	ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有・無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	無の場合にあっては、告示に定める要件に適合する資料	
6号	容器と調整器の間の液状液化石油ガスの滞留防止	①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧式分離型の一次側をプロテクター内・③その他	施工後写真	
7号	規則第18条第4~7号, 第8号の2~16号, 第18~22号の基準	(別紙3)		
8号	供給管の耐圧試験	耐圧試験圧力 貯槽~調整器 _____ MPa 調整器~メータ _____ MPa 一次調整器~二次調整器 _____ MPa		

設備工事 (バルク供給) 届書 (別紙3)

2 供給状況等

高圧部	主な管の材料		
中・低圧部	露出部	主な管の材料	
	埋設部	主な管の材料	深 さ _____ m
	ピット	①有 (図面に明記すること。) ・ ②無	
供給状況	調整器	①自動切替式 (1. 分離型・2. 一体型) ②二段減圧式 (1. 分離型・2. 一体型) ③単段減圧式	能力 _____ kg/h
	メーター	①マイコンⅡ ・ ②S ・ ③SB ・ ④E ⑤EB ・ ⑥その他 ( _____ ), _____ 号	
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無	
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動	
	ガス漏えい検知装置	①有 (1. 流量検知式・2. 圧力検知式・3. 流量検知式圧力監視型) ・ ②無	
気化装置 (添付書類)	①有 (形式 _____, 能力 _____ kg/h) ・ ②無 (認定書の写し)		
消火器	能力単位 A- ( _____ ), B- ( _____ ) 本数 ( _____ ) 本		

3 充てん設備に係る事項

項目	対応事項	添付書類
充てん事業者	名称 _____	
充てん設備の種類	①規則第64条第1項に基づく設備(新型) ②規則第64条第2項に基づく設備(従来型)	
車輜登録番号	登録番号 _____	
貯蔵設備の記号及び番号	記号 _____ 番号 _____	
許可番号及び許可年月日	許可番号 _____ 許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
車輜停車位置	第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m	停車位置付近の図面

様式 16. 3-4 (バルク様式 4-4)

設備工事 (バルク供給) 届書 (別紙 4)

4 設備士等

設備士名	設備士免状番号	県 No.
設備士再講習受講年月日	年	月 日
ポリエチレン資格者氏名	資格番号	
配管用フレキ管資格者名	資格番号	
施工後の表示	①有 ・ ②無	施工完了年月日
工事業者連絡先電話番号	年 月 日	
販売事業者名・電話番号	①有 ( ) ・ ②未定	

5 その他の添付書類

1	現地への案内図 (最寄り駅から所在地までが確認できるもの)
2	供給管の配管図
3	施工設備士の免状の写し (再講習受講記録、ポリエチレン管及びフレキ管資格を含む。)
4	気密試験結果 (自記圧力計の記録用紙の写し) * 中圧部分がある場合はその結果も必要

# 液化石油ガス充てん事業者報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

充てん事業者氏名 ㊟  
(法人にあつては名称及び代表者名) \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 使用の本拠の住所 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
 責 任 者 氏 名 \_\_\_\_\_

1 報告事業年度 年度 ( 年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 3 1 日 )

2 充てん設備に係る事項

(1) 充てん設備の台数 \_\_\_\_\_ 台

(2) 充てん設備の詳細

項目	車輛登録番号 _____	車輛登録番号 _____	車輛登録番号 _____
充てん設備の種類 <small>(どちらかに○)</small>	規則第 6 4 条 第 1 項(新型) 第 2 項(従来型)	規則第 6 4 条 第 1 項(新型) 第 2 項(従来型)	規則第 6 4 条 第 1 項(新型) 第 2 項(従来型)
貯蔵設備の 記号及び番号	記号・番号 _____	記号・番号 _____	記号・番号 _____
許可番号及び 許可年月日	許可番号 _____ 許可年月日 _____年 月 日	許可番号 _____ 許可年月日 _____年 月 日	許可番号 _____ 許可年月日 _____年 月 日

3 充てんに係る一般消費者等の数

(1) 充てんに係る一般消費者等 ( あり ・ なし )

(2) (1) で充てんに係る一般消費者等が『あり』の場合は、一般消費者等の詳細を「別紙」に記載すること。

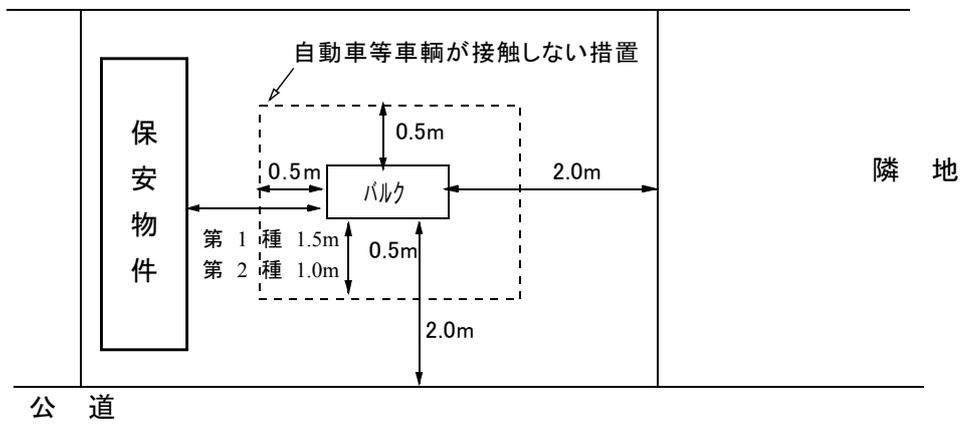
4 充てん作業従事者数 \_\_\_\_\_ 人

市町村名	バルク貯槽等の規模	基数	消費者数(世帯数又は件数)	市町村名	バルク貯槽等の規模	基数	消費者数(世帯数又は件数)
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000Kg ～				1000Kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000Kg ～				1000Kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000Kg ～				1000Kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000Kg ～				1000Kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000Kg ～				1000Kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000Kg ～				1000Kg ～		

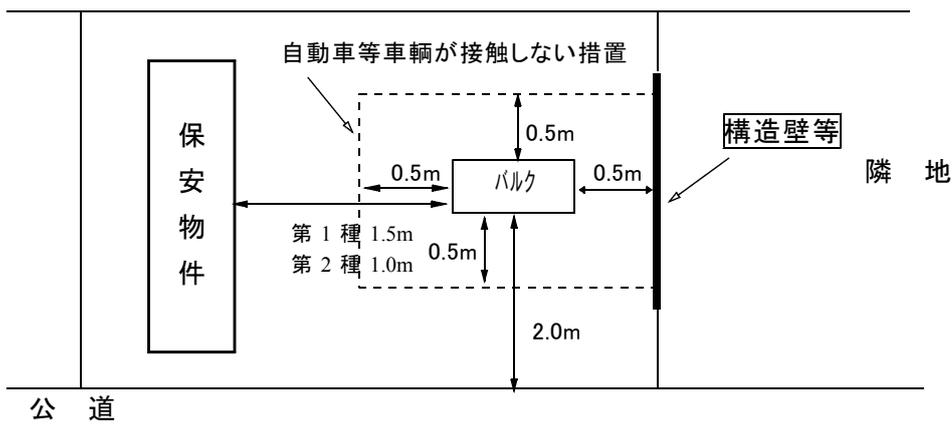
参考資料

LPガスバルク供給設備(1トン未満)の設置概念図

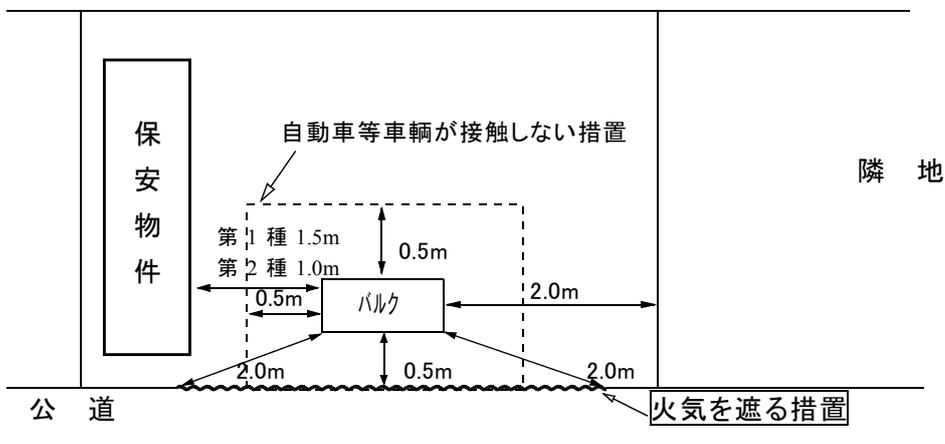
ケース1(緩和措置がない場合)



ケース2(構造壁等を設置した場合)



ケース3(火気を遮る措置を講じた場合)



## 液化石油ガス中規模供給設備等指導指針の改正の概要

平成17年3月

### 1 本文

- (1) 強制気化装置（ベーパーライザー）について、高圧ガス保安協会型式認定品のうち、熱源機分離型のものがある。強制気化装置を貯蔵設備内に設置する場合に液化石油ガス容器と不燃性等の壁で区分して設置することの規定の解釈について、熱源機が分離されているときにはその熱源機以外の部分は、この限りでないことを明確にする。
- (2) 貯蔵設備関係の囲い等の火気距離について、貯蔵能力300kg以上1,000kg未満の敷地内確保距離（2m）には、公道、河川及び鉄道の線路敷を含めないとの解釈を明確にする。
- (3) マイコンガスメーターに超音波式の電子メーターが追加されるため、安全機器関係の表現を見直す。
- (4) 通商産業省令を経済産業省令に改める。
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）施行規則の例示基準の廃止及び制定により、例示基準の制定年月日を改める。
- (6) その他字句の変更等。

### 2 様式

- (1) 労働安全衛生法施行令の改正により、工場等の建築物の屋根や外壁に使用されていた石綿スレート等の製造、使用等が平成16年10月1日から禁止されたため、石綿スレートを削除し、繊維強化セメント板を追加する。
- (2) マイコンガスメーターの機種を見直す。
- (3) 配管用フレキ管資格者について記入する欄を追加する。
- (4) 工事事業者の連絡先の電話番号を記入する欄を追加する。
- (5) その他字句の変更等。

## LPガスバルク供給運用指針の改正の概要

平成17年3月

### 1 本文

- (1) 表1（保安距離）について、貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽の保安距離が、平成16年3月31日経済産業省令第54号により改正され、緩和できる選択肢が同日施行されたため、改正する。
- (2) 表2（火気距離）について、貯蔵能力1,000kg未満のバルク貯槽及びバルク容器の敷地内確保距離（2m）には、公道、河川及び鉄道の線路敷を含めないとの解釈を明確にする。
- (3) 平成15年12月25日東京都葛飾区で起きた漏えい事故（原因は、バルク貯槽間の液移動により過充てん状態になったものと推定される。）を受けて、高圧ガス保安協会が平成16年7月に自主基準においてバルク貯槽を複数接続しないことを規定したので、改正する。
- (4) マイコンガスメーターに超音波式の電子メーターが追加されるため、施工基準の安全機器関係の表現を見直す。
- (5) 高圧ガス保安法及び同法液化石油ガス保安規則の名称を訂正し、同規則改正に伴う号ずれを是正し、液化石油ガス法施行規則の改正に伴う号ずれを是正し、並びに同規則の例示基準の名称を訂正する。
- (6) 「工業保安課」を「埼玉県の液化石油ガス担当課」に改める。
- (7) 設備工事届出（事後届出制）対象のバルク貯槽（貯蔵能力500kgを超え1,000kg未満）及び同届出対象外のバルク貯槽（貯蔵能力500kg以下）について、平成11年4月1日本運用指針の施行の際現に設置の工事に着手していたものについては、従前の例によることを明確にする。
- (8) 平成12年10月5日本運用指針の改正の施行の際現に設置許可申請をしていたバルク容器、設備工事届出をしていたバルク容器、設置の工事に着手していた同届出対象のバルク容器（貯蔵能力500kgを超え3,000kg未満）及び同届出対象外のバルク容器（貯蔵能力500kg以下）並びに設置許可申請をしていたバルク貯槽（貯蔵能力3,000kg未満、埋設式）、設備工事届出をしていたバルク貯槽（埋設式）、設置の工事に着手していた同届出対象のバルク貯槽（貯蔵能力500kgを超え1,000kg未満、埋設式）及び同届出対象外のバルク貯槽（貯蔵能力500kg以下、埋設式）については、従前の例によることを明確にする。
- (9) 今回の本運用指針の改正の施行の際現に設置許可申請をしているバルク貯槽、設備工事届出をしているバルク貯槽、設置の工事に着手している同届出対象のバルク貯槽（貯蔵能力500kgを超え1,000kg未満）及び同届出対象外のバルク貯槽（貯蔵能力500kg以下）については、従前の例によるものとする。ただし、本指針の改正内容のうち、バルク貯槽（貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満）の保安距離の規制緩和を適用することは妨げないことを明確にする。
- (10) その他字句の変更等。

## 2 様式

- (1) 供給管等の修理方法について、平成14年10月1日経済産業省令第106号により追加され、平成15年4月1日から施行されたため、改正する。
- (2) ガス放出防止器等の代替措置について、平成15年3月31日経済産業省令第44号により追加され、平成15年4月1日から施行されたため、改正する。
- (3) ガス漏れ検知器の代替措置について、平成15年3月31日経済産業省告示第95号により追加され、平成15年4月1日から施行されたため、改正する。
- (4) 超音波液面計について、同告示により追加され同日から施行されたため、改正する。
- (5) 1本文(1)に対応して改正する。
- (6) マイコンガスメーターの機種を見直す。
- (7) 配管用フレキ管資格者について記入する欄を追加する。
- (8) 工事事業者の連絡先の電話番号を記入する欄を追加する。
- (9) その他字句の変更等。

液化石油ガス中規模供給設備等指導指針の新旧対照

新	旧
<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 適用範囲 この指針は、埼玉県内における学校、病院、劇場その他多数の者が出入りする施設又は多数の者が居住する建築物（液化石油ガス法第38条の3の<u>経済産業省令</u>で定める施設又は建築物に限る。）に係る液化石油ガスの供給設備の設置又は変更工事であって、貯蔵設備の貯蔵能力が300kg以上3,000kg未満のものについて適用する。ただし、バルク供給に係るものは除く。</p> <p>3 用語の定義 (略)</p> <p>4 供給管及び配管 (略) 〔解説〕 (略) 【参照】液化石油ガス法施行規則の例示基準（平成14年12月27日平成14・11・26）（以下「例示基準」という。）28</p>	<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 適用範囲 この指針は、埼玉県内における学校、病院、劇場その他多数の者が出入りする施設又は多数の者が居住する建築物（液化石油ガス法第38条の3の<u>通商産業省令</u>で定める施設又は建築物に限る。）に係る液化石油ガスの供給設備の設置又は変更工事であって、貯蔵設備の貯蔵能力が300kg以上3,000kg未満のものについて適用する。ただし、バルク供給に係るものは除く。</p> <p>3 用語の定義 (略)</p> <p>4 供給管及び配管 (略) 〔解説〕 (略) 【参照】液化石油ガス法施行規則の例示基準（平成12年8月1日平成12・06・30）（以下「例示基準」という。）28</p>

5 貯蔵設備関係

- ・ 容器により貯蔵する貯蔵設備を設けること。
- ・ 貯蔵設備には、屋根、囲い等を設けること。

(1) 屋根

不燃性又は難燃性の材料を利用した軽量なものであること。

(2) 囲い等

貯蔵能力	300kg以上1,000kg未満	1,000kg以上3,000kg未満
囲い	不燃性又は難燃性等の材料	障壁構造
扉	不燃性又は難燃性等の材料	障壁構造
換気口	床面に接し、床面積1m <sup>2</sup> につき300cm <sup>2</sup> 以上で2方向以上 (1か所の換気口の面積は、2,400cm <sup>2</sup> 以下)	
火気距離	2.0m	5.0m(2.0m)
	ガス流動防止措置がある場合は迂回水平距離で確保する。	

火気距離は貯蔵設備の所有者又は占有者が上表の距離内の土地をその所有又は占有する敷地内において確保すること。貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満の場合において公道、河川及び鉄道の線路敷に接しているとき、これらの土地を敷地内に含めて差し支えないが、少なくとも敷地境界までは( )の数値を確保すること。

(3) 床

水平なコンクリート製等で地盤面より高いこと。

[解説]

直射日光による温度上昇及び雨水等による腐食を防止するため、軽量な屋根を設けること。

いたずらやその他災害を防止するため、囲いを設けること。この場合、近隣の保安物件を保護するため1,000kg以上の貯蔵設備については、障壁構造のものとする。

また、貯蔵設備に対して周囲2m以内の火気又は引火性若しくは発火性物質に対してこれを遮る措置を講じること。(特に換気口の位置を考慮すること。)

なお、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満のものにあつては、法令の定めにより5m以内には、火気を取り扱う施設を設置しないか、又は漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。

ガス流動防止措置とは、貯蔵能力が1,000kg未満にあつては例示基準13に定める措置(不燃性の隔壁)をいい、1,000kg以上にあつては例示基準16に定める措置(高さ2m以上の耐火性の壁類)をいう。

【参照】例示基準2, 3, 4, 13, 16  
(略)

6 強制気化装置関係

(略)

強制気化装置は、自動車等車輛が接触しない措置を講ずること。

[解説]

車輛等が衝突して気化装置本体又は液ライン等を破損するおそれがあるので、衝突から保護する措置を講じること。

5 貯蔵設備関係

- ・ 容器を貯蔵する貯蔵設備を設けること。
- ・ 貯蔵設備には、屋根、囲い等を設けること。

(1) 屋根

不燃性又は難燃性の材料を利用した軽量なものであること。

(2) 囲い等

貯蔵能力	300kg以上1,000kg未満	1,000kg以上3,000kg未満
囲い	不燃性又は難燃性等の材料	障壁構造
扉	不燃性又は難燃性等の材料	障壁構造
換気口	床面に接し、床面積1m <sup>2</sup> につき300cm <sup>2</sup> 以上で2方向以上 (1か所の換気口の面積は、2,400cm <sup>2</sup> 以下)	
火気距離	2.0m	5.0m(2.0m)
	ガス流動防止措置がある場合は迂回水平距離で確保する。	

火気距離は貯蔵設備の所有者又は占有者が上表の距離内の土地をその所有又は占有する敷地内において確保すること。公道、河川及び鉄道の線路敷に接している場合は、これらの土地を敷地内に含めて差し支えないが、少なくとも敷地境界までは( )の数値を確保すること。

(3) 床

水平なコンクリート製等で地盤面より高いこと。

[解説]

直射日光による温度上昇及び雨水等による腐食を防止するため、軽量な屋根を設けること。

いたずらやその他災害を防止するため、囲いを設けること。この場合、近隣の保安物件を保護するため1,000kg以上の貯蔵設備については、障壁構造のものとする。

また、貯蔵設備に対して周囲2m以内の火気、引火性若しくは発火性物質に対してこれを遮る措置を講じること。(特に換気口の位置を考慮すること。)

なお、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満のものにあつては、法令の定めにより5m以内には、火気を取り扱う施設を設置しないか、又は漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。

ガス流動防止措置とは、貯蔵能力が千キログラム未満にあつては例示基準13に定める措置をいい、千キログラム以上にあつては例示基準16に定める措置をいう。

【参照】例示基準2, 3, 4, 13, 16  
(略)

6 強制気化装置関係

(略)

強制気化装置は、自動車等車輛が接触しない措置を講ずること。また、貯蔵設備内に設置する場合は不燃性又は難燃性等の材料で区分して設置すること。

[解説]

車輛等が衝突して気化装置本体又は液ライン等を破損するおそれがあるので、衝突から保護する措置を講じること。

貯蔵設備内に強制気化装置を設置する場合、不燃性又は難燃性等の材料で区分して設置すること。ただし、熱源機分離型のものであって熱源機でない部分については、この限りでない。

〔解説〕

熱源機一体型のもの及び熱源機分離型のものの熱源機を貯蔵設備内に設置する場合、安全のため液化石油ガス容器と区分して設置すること。なお、強制気化装置が火気又は火気を取り扱う施設に該当する場合、充てん容器等から火気距離（例示基準のガス流動防止措置による対応を含む。）をとる必要がある。

7 安全機器関係

供給管に埋設管を使用する場合は、埋設管からのガス漏れを有効に検知できる部分に次の(1)から(4)に掲げる漏えい検知装置のいずれかを設置すること。

- (1) マイコンS、SB又はこれらのガスメーターの微小漏えい検知警報表示機能と同等の機能を有するガスメーター
- (2) 流量検知式漏えい検知装置
- (3) 圧力検知式漏えい検知装置
- (4) 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置

〔解説〕

埋設管からの漏えいを常時監視する装置として、「例示基準」29に定める性能を有するガス漏えい検知装置を設置するものである。

なお、マイコンS、SB等のガスメーターの場合においてその設置位置の上流側に埋設管があるとき、上流側の微小漏えいを検知するためには圧力式微小漏えい警告機能を有効にしておく必要がある。

【参照】例示基準29

8 届出  
(略)

附則

付則 この指針は平成12年10月5日から施行する。

付則 この指針は平成17年3月31日から施行する。

7 安全機器関係

供給管に埋設管を使用する場合は、埋設管からのガス漏れを有効に検知できる部分に次の(1)から(4)に掲げる漏えい検知装置のいずれかを設置すること。

- (1) マイコンS又はSB
- (2) 流量検知式漏えい検知装置
- (3) 圧力検知式漏えい検知装置
- (4) 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置

〔解説〕

埋設管からの漏えいを常時監視する装置として、「例示基準」29に定める性能を有するガス漏えい検知装置を設置するものである。

なお、マイコンS又はSBは、上流監視機能が常時作動している状態でなければならない。

【参照】例示基準29

8 届出  
(略)

付則 この指針は平成12年10月5日から施行する。

(様式は省略)

新	旧																																																																																																																																																																						
<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>(解説)</p> <p>LPガスバルク供給システムは、消費の形態が工業用の場合は「<u>高圧ガス保安法</u>」、一般消費者等の場合は「<u>液化石油ガス法</u>」の適用を受ける。</p> <p>この指針は、埼玉県内における一般消費者等におけるバルク供給に伴う災害の発生を未然に防止するため、その運用指針を定めるものである。</p> <p>2 使用する設備の制限 (略)</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第2章 <u>LPガスバルク供給設備及び充てん設備の設置</u></p> <p>1 貯蔵設備の位置</p> <p>(1) バルク貯槽又はバルク容器の所有者又は占有者は、下表1及び表2の距離内の土地をその所有又は占有する敷地内において確保すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 (保安距離)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">貯蔵能力</th> <th rowspan="3"></th> <th colspan="4">工業専用地域 又は工業専用地域的性格を有する地域</th> <th colspan="4">その他の地域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">障壁等なし</th> <th colspan="2">障壁等あり</th> <th colspan="2">障壁等なし</th> <th colspan="2">障壁等あり</th> </tr> <tr> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000 kg未満 注3) 参照</td> <td>貯槽</td> <td>1.0m</td> <td>(1.0m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>1.5m</td> <td>(1.5m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td>(1.0m)</td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> <td>(1.5m)</td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000 kg以上 3,000 kg未満 注4) 参照 注5) 参照</td> <td>貯槽</td> <td><u>7.0m</u></td> <td>(1.0m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td><u>7.0m</u></td> <td>(1.5m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td><u>又は 11.31m</u></td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> <td><u>又は 16.97m</u></td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3,000 kg以上 注5) 参照</td> <td>貯槽</td> <td>11.31m</td> <td>9.05m</td> <td>9.05m</td> <td>9.05m</td> <td>16.97m</td> <td>13.58m</td> <td>13.58m</td> <td>13.58m</td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td>11.31m</td> <td>—</td> <td>9.05m</td> <td>—</td> <td>16.97m</td> <td>—</td> <td>13.58m</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ( )内の数値は充てん口から、その他は、外面からの距離を示す。</p> <p>注2) 公道、河川及び鉄道の線路敷に接している場合は、これらの土地を所有又は占有する敷地内に含めて差し支えない。</p> <p>注3) 貯蔵能力1,000kg未満については、この表の「障壁等」は、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件(平成9年3月17日通商産業省告示第127号)(以下「告示」という。)第2条第1項及び第2項に定める「構造壁等」をいう。</p> <p>注4) 貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満の貯槽については、この表の「障壁等」は、告示第2条第3項に定める「構造壁等」又は液化石油ガス法施行規則の例示基準(平成14年12月27日平成14・11・26原院第6号)(以下「例示基準」という。)2. 障壁1. に定める厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁(以下「鉄筋コンクリート障壁等」という。)をいう。この場合障壁等なしのときは、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 構造壁等及び鉄筋コンクリート障壁等を設けない場合並びに構造壁等(最大2方向まで)を設ける場合で構造壁等を設けない方向(その方向には鉄筋コンクリート障壁等による緩和は認められない。)には、7.0mを確保すること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート障壁等を設ける場合で鉄筋コンクリート障壁等を設けない方向(その方向には構造壁等による緩和は認められない。)には、11.31m又は16.97mを確保すること。</p> <p>注5) 貯蔵能力1,000kg以上の容器及び貯蔵能力3,000kg以上の貯槽については、この表の「障壁等」は、鉄筋コンクリート障壁等をいう。</p>	貯蔵能力		工業専用地域 又は工業専用地域的性格を有する地域				その他の地域				障壁等なし		障壁等あり		障壁等なし		障壁等あり		地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式	1,000 kg未満 注3) 参照	貯槽	1.0m	(1.0m)	0m	0m	1.5m	(1.5m)	0m	0m	容器	(1.0m)	—	0m	—	(1.5m)	—	0m	—	1,000 kg以上 3,000 kg未満 注4) 参照 注5) 参照	貯槽	<u>7.0m</u>	(1.0m)	0m	0m	<u>7.0m</u>	(1.5m)	0m	0m	容器	<u>又は 11.31m</u>	—	0m	—	<u>又は 16.97m</u>	—	0m	—	3,000 kg以上 注5) 参照	貯槽	11.31m	9.05m	9.05m	9.05m	16.97m	13.58m	13.58m	13.58m	容器	11.31m	—	9.05m	—	16.97m	—	13.58m	—	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>(解説)</p> <p>LPガスバルク供給システムは、消費の形態が工業用の場合は「<u>高圧ガス法</u>」、一般消費者等の場合は「<u>液化石油ガス法</u>」の適用を受ける。</p> <p>この指針は、埼玉県内における一般消費者等におけるバルク供給に伴う災害の発生を未然に防止するため、その運用指針を定めるものである。</p> <p>2 使用する設備の制限 (略)</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第2章 <u>LPガス供給設備及び充てん設備の設置</u></p> <p>1 貯蔵設備の位置</p> <p>(1) バルク貯槽又はバルク容器の所有者又は占有者は、下表1及び表2の距離内の土地をその所有又は占有する敷地内において確保すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">貯蔵能力</th> <th rowspan="3"></th> <th colspan="4">工業専用地域 又は工業専用地域的性格を有する地域</th> <th colspan="4">その他の地域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">障壁等なし</th> <th colspan="2">障壁等あり</th> <th colspan="2">障壁等なし</th> <th colspan="2">障壁等あり</th> </tr> <tr> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> <th>地上式</th> <th>埋設式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000kg未満</td> <td>貯槽</td> <td>1.0m</td> <td>(1.0m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>1.5m</td> <td>(1.5m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td>(1.0m)</td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> <td>(1.5m)</td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000kg以上 3,000kg未満</td> <td>貯槽</td> <td><u>11.31m</u></td> <td>(1.0m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td><u>16.97m</u></td> <td>(1.5m)</td> <td>0m</td> <td>0m</td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td>11.31m</td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> <td>16.97m</td> <td>—</td> <td>0m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3,000kg以上</td> <td>貯槽</td> <td>11.31m</td> <td>9.05m</td> <td>9.05m</td> <td>9.05m</td> <td>16.97m</td> <td>13.58m</td> <td>13.58m</td> <td>13.58m</td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td>11.31m</td> <td>—</td> <td>9.05m</td> <td>—</td> <td>16.97m</td> <td>—</td> <td>13.58m</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ( )内の数値は充てん口から、その他は、外面からの距離を示す。</p> <p>注2) 公道、河川及び鉄道の線路敷に接している場合は、これらの土地を所有又は占有する敷地内に含めて差し支えない。</p> <p>注3) 障壁等とは、貯蔵能力が千キログラム未満にあっては、告示に定める「構造壁等」をいい、千キログラム以上にあっては、液化石油ガス法施行規則の例示基準(平成12年8月1日平成12・06・30立局第2号)(以下「例示基準」という。)2に定める構造のものをいう。</p>	貯蔵能力		工業専用地域 又は工業専用地域的性格を有する地域				その他の地域				障壁等なし		障壁等あり		障壁等なし		障壁等あり		地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式	1,000kg未満	貯槽	1.0m	(1.0m)	0m	0m	1.5m	(1.5m)	0m	0m	容器	(1.0m)	—	0m	—	(1.5m)	—	0m	—	1,000kg以上 3,000kg未満	貯槽	<u>11.31m</u>	(1.0m)	0m	0m	<u>16.97m</u>	(1.5m)	0m	0m	容器	11.31m	—	0m	—	16.97m	—	0m	—	3,000kg以上	貯槽	11.31m	9.05m	9.05m	9.05m	16.97m	13.58m	13.58m	13.58m	容器	11.31m	—	9.05m	—	16.97m	—	13.58m	—
貯蔵能力				工業専用地域 又は工業専用地域的性格を有する地域				その他の地域																																																																																																																																																															
				障壁等なし		障壁等あり		障壁等なし		障壁等あり																																																																																																																																																													
	地上式	埋設式		地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式																																																																																																																																																														
1,000 kg未満 注3) 参照	貯槽	1.0m	(1.0m)	0m	0m	1.5m	(1.5m)	0m	0m																																																																																																																																																														
	容器	(1.0m)	—	0m	—	(1.5m)	—	0m	—																																																																																																																																																														
1,000 kg以上 3,000 kg未満 注4) 参照 注5) 参照	貯槽	<u>7.0m</u>	(1.0m)	0m	0m	<u>7.0m</u>	(1.5m)	0m	0m																																																																																																																																																														
	容器	<u>又は 11.31m</u>	—	0m	—	<u>又は 16.97m</u>	—	0m	—																																																																																																																																																														
3,000 kg以上 注5) 参照	貯槽	11.31m	9.05m	9.05m	9.05m	16.97m	13.58m	13.58m	13.58m																																																																																																																																																														
	容器	11.31m	—	9.05m	—	16.97m	—	13.58m	—																																																																																																																																																														
貯蔵能力		工業専用地域 又は工業専用地域的性格を有する地域				その他の地域																																																																																																																																																																	
		障壁等なし		障壁等あり		障壁等なし		障壁等あり																																																																																																																																																															
		地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式	地上式	埋設式																																																																																																																																																														
1,000kg未満	貯槽	1.0m	(1.0m)	0m	0m	1.5m	(1.5m)	0m	0m																																																																																																																																																														
	容器	(1.0m)	—	0m	—	(1.5m)	—	0m	—																																																																																																																																																														
1,000kg以上 3,000kg未満	貯槽	<u>11.31m</u>	(1.0m)	0m	0m	<u>16.97m</u>	(1.5m)	0m	0m																																																																																																																																																														
	容器	11.31m	—	0m	—	16.97m	—	0m	—																																																																																																																																																														
3,000kg以上	貯槽	11.31m	9.05m	9.05m	9.05m	16.97m	13.58m	13.58m	13.58m																																																																																																																																																														
	容器	11.31m	—	9.05m	—	16.97m	—	13.58m	—																																																																																																																																																														

表 2 (火気距離)

貯蔵能力	ガス流動防止措置なし	ガス流動防止措置あり
1,000kg未満	2.0m	バルク貯槽又はバルク容器の外表面と敷地境界との間の迂回水平距離が、左欄の距離以上となるようにガス流動防止措置を設けること。
1,000kg以上3,000kg未満	5.0m (2.0m)	
3,000kg以上	8.0m (2.0m)	

注1) バルク貯槽又はバルク容器の外表面からの距離を示す。

注2) この表の距離は、敷地内で確保する。貯蔵能力1,000kg以上の場合において公道、河川及び鉄道の線路敷に接しているとき、これらの土地を敷地内に含めて差し支えないが、少なくとも敷地境界までは( )の数値を確保すること。

注3) ガス流動防止措置とは、貯蔵能力1,000kg未満にあつては例示基準13に定める措置(可燃性の隔壁)をいい、1,000kg以上にあつては例示基準16に定める措置(高さ2m以上の耐火性の壁類)をいう。

(2)、(3) (略)

(4) 新型バルクローリは、原則として道路上に停止しないこと。

(5) (略)

(解説)

(1) 隣接地の状況が将来変化しても保安上支障をきたさないよう、バルク貯槽又はバルク容器を設置する場合に設置スペースはもちろんのこと、表1及び表2を満足する距離内の土地もあらかじめバルク貯槽の所有者又は占有者が、所有権又は借地権等により確保しておくものである。

表1に示す距離は、隣接する土地が公道や河川の場合にその土地も敷地内と見なして差し支えない。

表2に示す距離は、火気又は火気取扱い施設に対し確保すべき距離であり、敷地内で確保すること。

なお、貯蔵能力1,000kg以上の場合、隣接する土地が公道や河川の場合その土地も敷地内とみなすことができるが、少なくとも( )内の数値を敷地境界までで確保すること。

(2)、(3) (略)

(4) 新型バルクローリによる充てん作業を道路上で実施することによる道路交通に及ぼす影響を防止するものである。ただし、敷地内に停止させることができない理由があり、所轄警察署長の道路使用許可を受けた場合には、道路上において充てん作業を行うことができる。

(5) (略)

## 2 施工基準

(1) (略)

(2) 液移動により過充てん状態になること等を防止するため、原則として複数のバルク貯槽を接続して設置しないこと。やむを得ず複数のバルク貯槽を接続して設置する場合には、LPガス設備設置基準及び取扱要領(S0738)(高圧ガス保安協会平成16年7月民生用バルク供給編第1章第7節5の規定によるものとする。)

(3) 液化石油ガス法施行規則第19条第3号ホ(3)で定める地下水による浮き上がりを防止する措置として告示で定めるコンクリートの密度は、鉄筋コンクリートの場合は、2.5(kg/リットル)、無筋コンクリートの場合は、2.3(kg/リットル)を標準とする。

(4) 供給管に埋設管を使用する場合は、埋設管からのガス漏れを有効に検知できる部分に、次のアからエに掲げる漏えい検知装置を設置すること。

表 2

貯蔵能力	ガス流動防止措置なし	ガス流動防止措置あり
1,000kg未満	2.0m	バルク貯槽又はバルク容器の外表面と敷地境界との間の迂回水平距離が、左欄の距離以上となるようにガス流動防止措置を設けること。
1,000kg以上3,000kg未満	5.0m (2.0m)	
3,000kg以上	8.0m (2.0m)	

注1) バルク貯槽又はバルク容器の外表面からの距離を示す。

注2) 公道、河川及び鉄道の線路敷に接している場合は、これらの土地を敷地内に含めて差し支えないが、少なくとも敷地境界までは( )の数値を確保すること。

注3) ガス流動防止措置とは、貯蔵能力が千キログラム未満にあつては例示基準13に定める措置をいい、千キログラム以上にあつては例示基準16に定める措置をいう。

(2)、(3) (略)

(4) 新型バルクローリの停止位置は、道路外確保すること。

(5) (略)

(解説)

(1) 隣接地の状況が将来変化しても保安上支障をきたさないよう、バルク貯槽又はバルク容器を設置する際に設置スペースはもちろんのこと、ア及びイを満足する距離内の土地もあらかじめバルク貯槽の所有者又は占有者が、所有権又は借地権等により確保しておくものである。

表1に示す距離は、隣接する土地が公道や河川の場合にその土地も敷地内と見なして差し支えない。

表2に示す距離は、火気又は火気取扱い施設に対し確保すべき距離であり、敷地内で確保すること。

なお、隣接する土地が公道や河川の場合その土地も敷地内とみなすことができるが、少なくとも( )内の数値を敷地境界までで確保すること。

(2)、(3) (略)

(4) 新型バルクローリによる充てん作業を道路外で実施することにより、道路交通に及ぼす影響を防止するものである。ただし、敷地内に停止させることができない理由があり、所轄警察署長の道路使用許可を受けた場合には、道路上において充てん作業を行うことができる。

(5) (略)

## 2 施工基準

(1) (略)

(2) 液化石油ガス法施行規則第19条第5号ハで定める地下水による浮き上がりを防止する措置として告示で定めるコンクリートの密度は、鉄筋コンクリートの場合は、2.5(kg/リットル)、無筋コンクリートの場合は、2.3(kg/リットル)を標準とする。

(3) 供給管に埋設管を使用する場合は、埋設管からのガス漏れを有効に検知できる部分に、次のアからエに掲げる漏えい検知装置を設置すること。

- ア マイコンS、SB又はこれらのガスメーターの微小漏えい検知警報表示機能と同等の機能を有するガスメーター
- イ 流量検知式漏えい検知装置
- ウ 圧力検知式漏えい検知装置
- エ 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置

(解説)

- (1) (略)
- (2) 2基のバルク貯槽が液相ラインで接続されている場合、液移動により過充てん状態になるおそれがある。また、気相ラインのみで接続されている場合、片減りが生じるおそれがある。したがって、原則として2基以上のバルク貯槽を接続することは認めない。やむを得ず2基以上のバルク貯槽を接続して設置する場合には、LPガス設備設置基準及び取扱要領(S0738)(高圧ガス保安協会)の規定により、措置を講じて適切に維持管理する必要がある。
- (3) (略)
- (4) 埋設管からの漏えいを常時監視する装置として「例示基準」29に定める性能を有するガス漏えい検知装置を設置するものである。  
 なお、マイコンS、SB等のガスメーターの場合においてその設置位置の上流側に埋設管があるとき、上流側の微小漏えいを検知するためには圧力式微小漏えい警告機能を有効にしておく必要がある。

### 第3章 充てん作業等

#### 1 新型バルクローリの移動

- (1) 液化石油ガスを充てんした新型バルクローリを運搬するときに携行する「注意事項を記載した書面」(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第48条第18号)は、(社)日本化学工業協会が推進している物流安全管理指針に係る緊急連絡カード(イエローカード)の様式によるものとする。
- (2) 新型バルクローリ運送事業者は、事故等が発生した際に共同して対応するための組織である「埼玉県高圧ガス地域防災協議会」に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行う等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けることとし、移動するときは当該会員証又は申し合わせ書等の写しを携行すること。

(解説)

- (1) (略)
- (2) この項は、質量が3,000kg以上の液化石油ガスを移動するときに義務付けられているもの(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第48条第16号)をそれ以外の新型バルクローリによる移動についても適用するものである。
- 2 (略)
- (解説) (略)

### 第4章 手続等

#### 1 (略)

(解説)

- (1) (略)
- (2) 埼玉県の液化石油ガス担当課に提出する書類と同様の書類をあらかじめ所管の消防長又は消防署長に提出し、意見書の交付を受けるものである。

#### 2 (略)

(解説) (略)

#### 3 (略)

(解説)

- (1),(2) (略)
- (3) 道路使用許可申請書への添付書類
- ア 充てん場所一覧表
- イ バルクローリ車の車検証の写し
- ウ その他必要な図面等
- (4) (略)

- ア マイコンS又はSB
- イ 流量検知式漏えい検知装置
- ウ 圧力検知式漏えい検知装置
- エ 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置

(解説)

- (1) (略)

(2) (略)

- (3) 埋設管からの漏えいを常時監視する装置として「省令補完基準」29に定める性能を有するガス漏えい検知装置を設置するものである。  
 なお、マイコンS又はSBは、上流監視機能が常時作動している状態でなければならない。

### 第3章 充てん作業等

#### 1 新型バルクローリの移動

- (1) 液化石油ガスを充てんした新型バルクローリを運搬する際に携行する「注意事項を記載した書面」(高圧ガス保安法液化石油ガス施行規則第48条第19号)は、(社)日本化学工業協会が推進している物流安全管理指針に係る緊急連絡カード(イエローカード)の様式によるものとする。
- (2) 新型バルクローリ運送事業者は、事故等が発生した際に共同して対応するための組織として「埼玉県高圧ガス地域防災協議会」に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行う等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けることとし、移動するときは当該会員証又は申し合わせ書等の写しを携行すること。

(解説)

- (1) (略)
- (2) この項は、質量が3,000kg以上の液化石油ガスを移動する際に義務付けられているもの(高圧ガス保安法液化石油ガス法施行規則第48条第17号)をそれ以外の新型バルクローリによる移動についても適用するものである。
- 2 (略)
- (解説) (略)

### 第4章 手続等

#### 1 (略)

(解説)

- (1) (略)
- (2) 工業保安課に提出する書類と同様の書類をあらかじめ所管の消防長又は消防署長に提出し、意見書の交付を受けるものである。

#### 2 (略)

(解説) (略)

#### 3 (略)

(解説)

- (1),(2) (略)
- (3) 道路使用許可申請書への添付書類
- ア 充てん場所一覧表(別記様式)
- イ バルクローリ車の車検証の写し
- ウ その他必要な図面等
- (4) (略)

- (5) 許可期間内における追認  
許可期間内に、新たな充てん場所が増えた場合は、充てん場所一覧表に追加補正し、道路使用許可証記載事項変更届(別記様式第七(第十一条関係))により、所轄警察署長に届け出ること。

第5章 報告 (略)  
(解説) (略)

附則

- 1 この指針は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現に液化石油ガス法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク貯槽、設置の工事に着手しているバルク貯槽(貯蔵能力1,000kg未満に限る。)及び同法第37条の4第1項の規定による充てん設備の許可の申請をしている充てん設備については、この指針にかかわらず、なお、従前の例による。

附則

- 1 この指針は、平成12年10月5日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現に液化石油ガス法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク容器及び設置の工事に着手しているバルク容器(貯蔵能力3,000kg未満に限る。)並びに同法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク貯槽(貯蔵能力3,000kg未満であって、埋設式のものに限る。)及び設置の工事に着手しているバルク貯槽(貯蔵能力1,000kg未満であって、埋設式のものに限る。)については、この指針にかかわらず、なお、従前の例による。

附則

- 1 この指針は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現に液化石油ガス法第36条第1項の規定により貯蔵施設等の設置の許可の申請をし、又は同法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出をしているバルク貯槽及び設置の工事に着手しているバルク貯槽(貯蔵能力1,000kg未満に限る。)については、この指針にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽に係る第2章表1(保安距離)の改正についてはこの限りではない。

- (5) 許可期間内における追認  
許可期間内に、新たな充てん場所が増えた場合は、一覧表(別記様式)に追加補正し、道路使用許可証記載事項変更届(別記様式第七(第十一条関係))により、所轄警察署長に届け出ること。

第5章 報告 (略)  
(解説) (略)

付則

- 1 この指針は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の際、現に液化石油ガス法第36条第1項の規定による「貯蔵施設等設置許可申請」、同法第37条の4第1項の規定による「充てん設備許可申請」及び同法第38条の3の規定による「液化石油ガス設備工事届出」がされている施設については、本指針にかかわらず、なお、従前の例による。

付則

- 1 この指針は、平成12年10月5日から施行する。

液化石油ガス中規模供給設備等指導指針  
L P ガ ス バ ル ク 供 給 運 用 指 針

平成 17 年 3 月 発行

埼玉県環境防災部化学保安課 液化石油ガス担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-8439 (ダイヤルイン)

ファクス 048-830-8444